

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置

平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に一定の省エネ改修が行われた住宅に対し、1 戸あたり 120 平方メートルを限度として翌年度分の固定資産税の 3 分の 1 を減額するものです。

要件

対象家屋	平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く） 併用住宅などの場合、住宅部分の面積割合が 2 分の 1 以上であること
対象工事	を必ず含み、外気と接するものの工事で、改修費用が 30 万円以上のもの 窓の断熱改修工事 床の断熱改修工事 天井の断熱改修工事 壁の断熱改修工事

改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること。

新築住宅減額、耐震改修に伴う減額措置と同時には適用されません。

手続き

改修工事が完了した日から 3 か月以内に必要な書類を添えて、税務課固定資産係に申告してください。

申告に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・ 省エネ改修に係る固定資産税減額申告書・ 建築士等の発行する省エネ改修工事であることの証明書・ 改修工事の明細書・ 改修工事箇所の写真（改修前、改修後）・ 領収書
----------	--